

税務・財務情報 第2812号

個人型確定拠出年金の活用 ～ 加入対象者が拡大されます ～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

個人型確定拠出年金の活用 ～ 加入対象者が拡大されます ～

1 はじめに

確定拠出年金とは、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。

今後、公的年金は「給付が引き下げられたり」「給付年齢が引き上げられたり」する方向にあるため、将来老後の資産形成のひとつとして確定拠出年金が注目されています。確定拠出年金には企業型と個人型がありますが、ここでは個人型について説明します。

2 制度の概要

(1) 確定拠出年金とは

個人型確定拠出年金は、個人が拠出した掛金とその運用収益の合計額を基にして将来受け取る年金が決まる制度です。

年金部分で言えば、1 階部分が国民年金（基礎年金）、2 階部分が厚生年金保険にあたります。そして、この確定拠出年金は、厚生年金基金などとともに 3 階部分に相当する上乗せ部分といえます。

(2) 対象者の拡大

現行では、自営業者等の国民年金第 1 号被保険者と、会社員などの第 2 号被保険者のうち企業型年金加入者や厚生年金基金等に参加していない方だけが対象となっていました。

しかし、平成 27 年度税制改正を措置した改正確定年金拠出法（平成 28 年 6 月 3 日公布）により、平成 29 年 1 月からは加入対象者が広がり、企業型年金加入者や厚生年金基金等に参加している会社員や公務員、私学共済加入者、専業主婦等の第 3 号被保険者など基本的に全ての方が加入できるようになります。

【個人型確定拠出年金の加入範囲および拠出限度額】

- ・「★」が平成29年1月から、新たに加入できるようになる部分です。

自営業者等	専業主婦等 ★	企業年金等に 加入していない方	企業年金等 ^{※1} に加入している方や 公務員・私学共済加入者の方 ★
<p>拠出限度額 年額81.6万円 (月額6.8万円) ※国民年金基金との合算枠</p>	<p>拠出限度額 年額27.6万円 (月額2.3万円)</p>	<p>拠出限度額 年額27.6万円 (月額2.3万円)</p>	<p>拠出限度額 年額24.0万円^{※2} または 年額14.4万円^{※3} (月額2.0万円) (月額1.2万円)</p>
<p>国民年金基金 ※個人型確定拠出年金</p>			<p>企業年金等^{※1}</p>
			<p>厚生年金保険(2階)</p>
			<p>基礎年金(1階)</p>

※1 企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等。企業型確定拠出年金を実施している企業は、企業型確定拠出年金規約で個人型確定拠出年金への加入を認めている場合のみ加入可能。

※2 企業年金等(※1)に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。

※3 企業年金等(※1)に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方(※2)以外の方」の額。

(公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます)

(厚生労働省パンフレット「確定拠出年金に関するご案内」より抜粋)

3 税制上のメリット

(1) 所得控除(小規模企業共済等掛金控除)

支払われた掛金については、全額が所得控除の対象になり、所得税・住民税が軽減されます。毎年10月にその年支払った(支払い予定も含む)掛金についての「掛金払込証明書」が送付されます。確定申告や年末調整の際、添付が必要になります。

☆具体的には課税所得500万円・加入期間30年・掛金毎月23,000円の方の場合、所得税・住民税あわせて30年間で約250万円の節税になります。

(2) 運用益は非課税

一般の金融商品等の運用による売却益や配当等には所得税が課されますが、確定拠出年金制度ではこのような運用益について非課税となります。

(3) 給付時の優遇制度

原則60歳に到達した場合、年金もしくは一時金によりに受給することができます。給付金は税金の対象になりますが、給付方法に従い次項の表の通り「公的年金控除」「退職所得控除」「相続税の退職金の非課税」の税制上の優遇制度が設けられています。

	老齢給付金	障害給付金	死亡一時金
給付	5年以上20年以内の有期年金（終身年金を取り扱っている運営管理機関もあります。） ※年金の全部または一部を一時金として受け取ることも可能		一時金
受給要件等	原則60歳に到達した場合に受給することができる（60歳時点で確定拠出年金への加入者期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢を引き伸ばし） *8年以上10年未満→61歳 6年以上8年未満→62歳 4年以上6年未満→63歳 2年以上4年未満→64歳 1年以上2年未満→65歳	70歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者等が傷病になっている一定期間（1年6ヶ月）を経過した場合に受給することができる	加入者等が死亡したときにその遺族が資産残高を受給することができる
税務メリット	公的年金控除・退職所得控除	非課税	相続税の退職金の非課税

（厚生労働省パンフレット「確定拠出年金に関するご案内」を参照）

4 加入する時の留意点

（1）60歳まで現金化できない

途中で解約して現金で受け取ることができません。余剰資金で行うことをおすすめします。ただ、掛金については途中で変更できるので、掛金を減らすといった柔軟な対応が可能です。

（2）自己責任

運用について損が出ますと将来受け取る年金が減少します。金融商品等の種類によりリスクが異なるので運用には慎重な判断が必要になります。

（3）手数料がかかる

加入時に掛かる手数料と毎月支払う手数料があります。最低でも国民年金基金連合会と事務委任先金融機関の手数を合わせた2,004円（年間）の費用がかかります。その他に金融機関の口座管理手数料等が発生します。金融機関により手数料が異なりますので、金融機関選定の判断基準の一つとしてはいかがでしょうか。

5 最後に

昨今、公的年金だけでは将来の生活が守られない不安が世の中に蔓延しているかと思えます。貯金をして老後資金をためることも必要ですが、税制上メリットの大きい個人型確定拠出年金の活用も考えてみてはいかがでしょうか。お客様だけでなく、お客様の会社の従業員様にも一度ご覧頂けたらと思います。

何かご不明点などがございましたら担当者へお問い合わせ下さい。